

学校感染症による出席停止について

下記の感染症は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

罹患した際には、学校へご連絡をお願いいたします。なお、登校する際に「学校感染症に関する登校申し出書」をご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

第1種

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 出席停止

第2種

第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	

第3種

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

その他の感染症とは、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、带状疱疹、手足口病など。